

2026.4.10

中小企業経営強化税制の改正 (季刊誌「大地」153号の2に対応)

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経理担当者です。

令和8年度税制改正により、中小企業経営強化税制が見直されたと聞きました。当社ではこれまで、機械の購入時に即時償却制度を活用しています。

今回の改正で、当社が特に注意すべき点があれば教えてください。

A

キド先生からの回答

中小企業経営強化税制とは、租税特別措置法第42の12の4の規定で、中小企業者等が一定の設備（特定経営力向上設備等）を取得した場合に、即時償却または法人税額の特別控除が認められる制度です。この制度は、令和9年3月31日まで適用されます。ご質問の結論として、機械装置については今回の改正による変更はありません。そのため、これまでどおり、取得価額160万円以上の機械装置については、引き続き制度の適用が可能です。

令和8年度税制改正の主なポイント

今回の改正では、A類型（生産性向上設備）において、対象設備のうち以下の点が見直されました。

●「工具」 ●「器具備品」

これらの設備について、取得価額の要件が引き上げられています。改正後の取得価額要件は次のとおりです。

【A類型（生産性向上設備）の対象設備】

| 整備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 (1台1基又は一の取得価額) |
|--------|--|------------------------|
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 40万円以上 |
| 器具装備 | 全て | 40万円以上 |
| 建物附属設備 | 全て | 60万円以上 |
| ソフトウェア | 設備の稼働状況等に係る 情報収集機能及び分析・指示機能 を有するもの | 70万円以上 |

キド先生からのコメント

今回の改正では、工具および器具備品の取得価額要件が、30万円以上から40万円以上へ引き上げられた点が変わります。一方で、機械装置については従来どおり160万円以上で変更はありません。なお、優遇税制の適用にあたっては個別要件の確認が重要となるため、必ず顧問税理士へご相談ください。

